千葉県障害者スポーツ・レクリエーションボランティア登録要綱

　（目　的）

第１条　この制度は千葉県障害者スポーツ･レクリエーションセンター（以下「スポレクセンター」という。）が関与する各種行事等の支援及び指導の実践活動に当たるボランティアの登録制度を設置し、スポレクセンター及びボランティア登録者（以下「登録者」という。）が相互に情報を提供し、協力することによって障害者のスポーツ・レクリエーション活動の発展と普及を図ることを目的とする。

　（名称及び事務局）

第２条　登録者を「すぽ・れくボランティア」と称し、事務局をスポレクセンター内に置く。

　（登録対象者）

第３条　ボランティアとして登録できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

　（１）障害者スポーツ指導員の資格を有する者。

　（２）障害者に対してスポーツ・レクリエーションの支援を行なっている者（又は今後行なおうとする者）

　（登録方法）

第４条　登録を希望する者は、「障害者スポーツ･レクリエーションボランティア登録調査　　票」（様式１）（以下「調査票」という。）に必要事項を記入し千葉県障害者スポーツ･レクリエーションセンター長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。

　２　センター長は調査票が提出された場合、必要事項を確認後「登録証」を対象者に発行するものとする。

　３　登録者の住所等、登録内容に変更が生じた場合は、その内容について事務局にハガキまたはファックス等により書面で届けるものとする。

　４　有効期間は登録された日から、退会の申し出があった日までとする。

　　　退会については書面により届けることとし、登録証を回収する。

　５　登録料は無料とする。

　（登録証携帯の義務）

第５条　登録証を発行された者は、各種行事等に参加する場合に登録証を携帯しなければならない。

　（活　動）

第６条　センター長は、登録者に行事等の情報を提供するとともに活動希望を確認し調整するものとする。

　２ センター長は、各種行事を主催または主管する者（以下「ボランティアの依頼者」という。）に対し、

登録者の氏名のほか住所、資格等の情報を提供することができる。

　３　ボランティアの依頼者は「受け入れ希望調査票」（様式２）により申し込み手続きを行う。

　４　ボランティアの依頼者は、センター長から推薦された登録者と行事前に開催日時、開催場所、参加対象者及び

活動内容の詳細について相互に確認し、万全の体制を持って活動に結びつける。またその確認内容について

センター長に速やかに報告するものとする。

　（その他）

第７条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は平成１５年１２月　１日から施行する。

この要綱は平成１６年　９月　１日から施行する。

この要綱は平成１９年　３月　１日から施行する。